

かごしまの伝統的工芸品後継者育成プロジェクト推進業務委託仕様書

1 業務名

かごしまの伝統的工芸品後継者育成プロジェクト推進業務

2 業務期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

3 業務の目的

本県の伝統的工芸品産業は、ライフスタイルの変化等による長期的な需要低迷により、零細で経営基盤が脆弱な事業者が多く、特に、各製造工程の分業体制で成り立つ大島紬や川辺仏壇は、伝統技術・技法を継承していく上で、後継者の育成・確保が喫緊の課題となっている。

さらには、マーケットインによる商品づくりや販売戦略を立てる上で、若手人材のノウハウを活用していくことも重要である。

本業務は、県外ものづくり系学校の学生や若手クリエイター等のインターンシップやマッチングの機会を創出することにより、県内伝統的工芸品産業の後継者の育成・確保を推進することを目的とする。

4 業務内容

受託者は、次のとおり業務を実施するものとする。

(1) インターンシップツアーの実施

ア 美術工芸を専攻する学生等やものづくりに関心のある若手クリエイター等（以下「学生等」という。）に対し、予算の範囲内でインターンシップツアー（以下「ツアー」という。）を実施すること。

イ ツアーは、実施場所や体験内容に応じて適切かつ効果的な日程を組むこととし、参加学生等及びその受入を行う事業者（以下「受入事業者」という。）に過度な負担とならないように配慮すること。

なお、参加学生等の居住地とツアーの集合・解散場所間の移動等はツアーに含まないものとする。

ウ ツアーは、本県の国指定伝統的工芸品のうち、各製造工程の分業が行われている本場大島紬と川辺仏壇を対象として実施するものとし、各産地組合等と綿密に調整の上、後継者育成の観点から効果的なツアーを実施できるよう受入事業者の選定に配慮すること。

エ 参加学生等は、ウェブサイトやSNS等による募集に加え、教育機関等（概ね100校以上）への訪問等による効果的な周知を行い、ツアー1回目は各品目概ね5名程度を選定すること。なお、1回目の実施により、参加学生等に継続的な就労体験等の意向がある場合は、原則2回目のツアーを実施すること。

オ 参加学生等の鹿児島県内における宿泊場所については、効率的なツアーを実施する観点から、原則受託者が斡旋すること。

カ 就労体験等に係る人件費及び資材費等は受入事業者の負担とし、委託内容には含まないこと。

キ ツアー終了後、就労に向けて移住支援制度等を利用できるよう県及び関係市町村と連携し、受入事業者及び参加学生等に対して伴走支援を行うこと。

ク 参加学生等の事故等に備え、適切な保険に加入すること。

(2) 事業説明会及び実績報告会の実施

ア 事業を円滑に進めるため、事業説明会及び実績報告会を実施すること。

イ 事業説明会は、各産地組合等をはじめ、必要に応じて市町村担当者や移住経験者等を招聘して事業実施前に行うこととし、ツアーの募集や受入などの円滑な運営に努めること。

ウ 実績報告会は、事業の実績報告のほか、事業参加者の中から選定した者を出席させ、体験内容について発表させること。

(3) 成果物の提出

事業内容の実施概要がわかる実績報告書を作成し、事業終了後、すみやかに提出すること（データ含む）。

5 受託者の責務

(1) 秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。

(2) 委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。

(3) 委託者の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(4) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要となった経費は受託者が負担する。

(5) 関係法令を遵守し業務に当たること。

6 その他

本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、委託者と適宜協議のうえ、解決するものとする。